

荒尾市水道施設更新計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

荒尾市水道施設更新計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため、次のとおり公募する。

1. 業務の内容

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 荒尾市水道施設更新計画策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「荒尾市水道施設更新計画策定業務仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| (4) 委託料上限額 | 13,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。） |

2. 所管課 荒尾市企業局総務課政策企画係 (担当者：宮本、三村)

3. 企画提案書の提出者に要求される資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、荒尾市企業局（以下、市）がその資格を認めたものとする。なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本プロポーザルに係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本プロポーザルに係る連絡調整等を市との間で行うものとする。その際、グループを構成するすべての者が以下の参加資格要件に適合している必要がある。ただし、(6)の実績に関する要件については、グループの構成員のいずれかがその要件に適合していればよいものとする。

- (1) 荒尾市入札参加資格者名簿に登録されている者で、荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 地方公共団体の水道事業における更新計画策定業務又は計画策定に係る調査や設計業務その他類似業務の作成支援業務の受託実績（過去10年以内）があること。
- (7) 国土交通省の建設コンサルタント登録において、「上水道及び工業用水道部門」に登録していること
- (8) 業務提案事業者の配置予定管理技術者が次のア～ウの要件を満たすこと。

- ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。
 - ・技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）
 - ・技術士（上下水道部門：上水道）
 - イ 行政機関が発注した本業務と同種又は類似業務における管理技術者の実績について、平成 24 年度から公告日までに完了したものを 1 件以上有すること。
 - ウ 配置予定管理技術者は配置予定照査技術者を兼ねることはできない。
- (9) 業務提案事業者の配置予定照査技術者が次のア～イの要件を満たすこと。
- ア 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。
 - ・技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）
 - ・技術士（上下水道部門：上水道）
 - イ 行政機関が発注した本業務と同種又は類似業務における照査技術者の実績について、平成 24 年度から公告日までに完了したものを 1 件以上有すること。
- (10) 共同提案を行う際には、次に掲げる条件をすべて満たすことを要する。
- ア 当該業務に関し、2 以上の共同企業体等の構成員でないこと。
 - イ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資比率の者であること。
 - ウ すべての構成員が均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であること。（構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上）
 - エ 当該業務について共同提案体としての参加資格の認定を受けること。

・提出書類（様式 A）【 資格要件確認書類等 】

区 分	書類名	提出部数
必須	荒尾市入札参加資格名簿登録申請書の写し 荒尾市入札参加資格名簿登録通知の写し 誓約書（様式 A-1） 役員・従業員名簿（様式 A-2） 業務提案事業者（企業）の業務実績等（様式 A-3） 配置予定管理技術者の経歴等（様式 A-4） 配置予定管理技術者の同種又は類似業務内容（様式 A-5） 配置予定照査技術者の経歴等（様式 A-6） 配置予定照査技術者の同種又は類似業務内容（様式 A-7） 配置予定主担当技術者の経歴等（様式 A-8） 配置予定主担当技術者の同種又は類似業務内容（様式 A-9）	正本 1 部
※ 共同提案	企画競争プロポーザル参加資格審査申込書（様式 A-10） 企画競争共同提案体協定書の写し（様式 A-11） 業態カード（様式 A-12）	正本 1 部

※共同提案を行う場合提出する。単独企業の場合は提出不要

4. 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

①資格要件確認書類等（様式A）を提出した応募事業者に対して、図面等資料を提供する。

②企画提案書の無効

企画提案は、調査、検討における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

③見積書

経費の内訳を明らかにした形で記入した見積書を添付すること。

参考様式B-4の項目を満たしていれば様式は自由とする。

(2) 共同提案方式による場合の留意事項

①共同提案体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

②共同提案体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。

③管理技術者は、共同提案体の代表者が配置すること。

④各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。

(3) 作成方法

①様式B-1～様式B-3（A4判）を基に作成を行うものとする。

②見積書は、経費の内訳を明らかにした形で記入し、参考様式B-4の項目を満たせば、様式は自由とする。

③文字サイズは10ポイント以上とする。

(4) 企画提案書の内容に関する留意事項

様式	記載事項	留意事項
様式B-2	実施方針・実施フロー・その他	・A4判1枚に記載する。 ・業務の実施方針、実施フロー、その他について簡潔に記載する。
様式B-3	評価テーマに対する企画提案	・1テーマにつきA4判1枚に記載する。 ・評価テーマ（別紙仕様書 第2章業務内容2～4）に対する取り組み方法を具体的に記載すること。 ・その記載に当たっては、本業務の成果の一部を求めるものではないが、概念図、出典の明示できる図表、既往成果を用いることに支障はない。
参考様式B-4	見積書	・見積書は、経費の内訳を明らかにした形で記入する。 ・参考様式B-4の項目を満たせば、様式は自由とする。

5. 企画提案書の提出方法、提出書類、提出先および提出期限

(1) 提出方法： 提出書類一式をそろえて1部を持参、又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

提出期限までに担当者に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しない。特に、郵送による場合は、時間的余裕を持って送付し、書類の到着の有無を担当者に必ず電話で確認すること。

(2) 提出書類：①資格要件確認書類（様式A等）

②企画提案書申請書（様式B-1）

- ⑦業務の実施方針・実施フロー・その他（様式B-2）
- ⑧評価テーマに対する企画提案（様式B-3）
- ⑨見積書（参考様式B-4の項目を満たせば様式任意）

(3) 提出先 〒864-0032 熊本県荒尾市増永1903番地
荒尾市企業局総務課
電話 0968(64)3350 Fax 0968(64)2706

(4) 提出期限 ① : 令和4年10月14日（金）
①以外：令和4年11月 4日（金）
{受付時間：午前9時00分 ～ 午後5時00分（閉庁日を除く。）}

6. 提案に必要な資料の配付方法

実施要領、企画提案書等の様式は、荒尾市ホームページに公表する。

荒尾市ホームページ <http://www.city.arao.lg.jp/>

（ただし、図面等資料については、資格要件確認書類を提出した事業者に対してのみ配布する。）

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付及び回答

ア 提出書類 質問書（様式C-1）

イ 提出期限 令和4年10月14日（金）

ウ 提出先 電子メール（kigyous@city.arao.lg.jp）へ提出すること。

（メール1通当たりの受信容量制限約9MB）

(2) 質問への回答

ア 回答方法 提出された全ての質問及びその回答を、荒尾市ホームページで公開する。（準備ができ次第、随時回答を行う）

8 プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うものとする。

9 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（参加資格審査・実績審査）を行い、上位4者について、二次審査を行う。なお、4者以下の場合（1者のみの場合も含む）には、二次審査において一次審査に関する項目を合わせて評価する。

(1) 審査予定時期

令和4年10月17日（月）から令和4年10月21日（金）

(2) 評価方法

「11 企画提案書の特定をするための評価基準」に基づき業務提案事業者（企業）の業務実績や配置予定技術者の経歴等について評価する。なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

10 提案者に対する確認

市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、提案事業者に対して提案内容の詳細を求め、場合によっては追加提案資料として提出させることがある。また、必要に応じて以下のとおりヒアリングを行う。

- (1) 実施場所：荒尾市企業局
- (2) 実施日：令和4年11月中旬
- (3) 開始時間：ヒアリングを実施する場合は後日連絡する。
- (4) 出席者：配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者
- (5) その他
 - ・ヒアリングでは11. の評価項目について質疑応答を行う。
 - ・ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

11 企画提案書の特定をするための評価基準

(1) 技術評価（配点100点）

企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、一次審査は書面にて行う。二次審査にて提案事業者に対して確認を行うにあたり、一次審査評価項目も確認対象とする。

評価項目	評価の着目点		評価 ウエイト	
		判断基準		
一次 審 査	業務提案事業者 （企業）の業務 実績 （様式A-3）	成果の確実 性	平成24年度から公告日までに完了した行政機関発注の同種又は類似業務 の実績 ※実績が1件以上無い場合は選定しない。（参加資格を満たさない。）	10
	予定管理技術者 の経験、能力 （様式A-4） （様式A-5）	業務執行技 術力	平成24年度から公告日までに完了した行政機関発注の同種又は類似業務 の実績 ※実績が1件以上無い場合は選定しない。（参加資格を満たさない。）	5
			平成29年度から公告日までに完了した建設コンサルタント水道部門業務 での表彰実績	5
		地域精通度	平成29年度から公告日までに完了した荒尾市内での業務実績 ※同種業務以外の業務も含む。	3
予定照査技術者 の経験、能力 （様式A-6）	業務執行技 術力	平成24年度から公告日までに完了した行政機関発注の同種又は類似業務 の実績 ※実績が1件以上無い場合は選定しない。（参加資格を満たさない。）	3	

	(様式A-7)	技術者資格等	次に掲げる資格のいずれかを有する。※いずれも有しない場合は選定しない。(参加資格を満たさない。) ・技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道) ・技術士(上下水道部門:上水道)	3
	予定担当技術者の経験及び能力 (様式A-8) (様式A-9)	業務執行技術力	平成24年度から公告日までに完了した行政機関発注の同種又は類似業務の実績	3
		技術者資格等	次に掲げる資格を有する。 ・担当する分野に関する資格	3
二次審査	実施方針・実施フロー・その他 (様式B-5)	業務理解度、実施手順、その他	下記の順位で評価する。 ① 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとしてとりまとめられており、業務全般にわたり課題解決のために効果的な、優れた工夫や有益な代替案が提案されている[15点] ② 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとしてとりまとめられており、一部において課題解決のために効果的な、優れた工夫や有益な代替案が提案されている[12点] ③ 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとして取りまとめられている[9点] ④ 業務の目的や内容を理解した提案となっているものの、一部において、業務の遂行に懸念がある提案である[6点] ⑤ 業務の目的や内容を理解した提案となっていない[特定しない]	15

<p>評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)</p>	<p>評価テーマ1…施設更新計画の策定</p>	<p>的確性・実現性・独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[30点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[24点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[18点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[12点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	<p>30</p>
<p>評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)</p>	<p>評価テーマ2…一般仕様書・機器仕様書の作成</p>	<p>的確性・実現性・独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[10点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[8点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[6点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[4点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	<p>10</p>

評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)	評価テーマ3…工事区分図面の作成	的確性・実現性・独創性	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[10点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[8点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[6点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[4点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	10
合計				100

(2) 価格評価 (配点100点)

下記の算定方式で評価する。なお提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない場合がありうる。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最も低い見積額} \times 100}{\text{参加者の見積額}}$$

(3) 合計評価

下記の算定方式で評価する。提案者の合計評価点が同点となった場合は、「評価項目：評価テーマに関する企画提案（評価テーマ1～3の合計点：60点満点）」の合計点が高い提案者を上位とし、「評価項目：評価テーマに関する企画提案（評価テーマ1～3の合計点：60点満点）」の合計点も同点の場合は、荒尾市企業管理者が上位の提案者を決定する。評価点は小数点第1位まで計算を行う。

$$\text{合計評価点} = (\text{技術評価点} \times 0.7) + (\text{価格評価点} \times 0.3)$$

12 特定・非特定通知

- (1) 企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を1者特定する。企画提案書を特定した者には、書面をもって、荒尾市企業局から通知する。また、提出した企画提案書が特

定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、当該提案者の評価点および順位を同じく書面をもって、荒尾市企業局から通知する。

- (2) 非特定の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、荒尾市企業局に対して非特定理由について説明を求めることが出来る。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に書面により行う。
- (4) 企画提案書を特定した者を荒尾市ホームページにおいて公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

13 契約手続

11の(1)で企画提案書を特定した者と随意契約による契約手続を進める。

14 その他の留意事項

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(3) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要がある際は、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(4) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、契約候補者の特定以外の目的には無断で使用しない。

(5) 本業務の公募型プロポーザルに関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

(6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。

(7) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。

ア 提出された企画提案書等は、返却しない。

イ 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(8) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。

(9) 本業務の公募型プロポーザルに関し、契約候補者として特定されたのち、契約を締結、履行した提案者は令和7年度実施予定の「荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）」の公募に参加することはできない。